

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成27年12月

みやぎ亘理農業協同組合

目次

1	平成 27 年度上半期の概要	
(1)	経営環境	1
(2)	主要勘定の状況（平成 27 年 9 月末時点）	2
(3)	自己資本比率の状況	2
2	農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1)	農業者に対する信用供与の円滑化のための方策	3
(2)	担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	9
(4)	東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	11
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	20
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1)	経営管理体制	22
(2)	業務執行に対する監査または監督の体制	22
(3)	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	23

1 平成 27 年度上半期の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災（以下、「震災」という。）により、当組合管内（亘理町、山元町の 2 町）においては、津波による農地への浸水被害が農地面積の 8 割弱にのぼるなど基幹産業である農業をはじめ、JR 常磐線や国道 6 号線等の主要交通網など様々な社会・生活インフラが、過去に類を見ない甚大な被害を受けました。

平成 23 年 12 月に当組合管内の亘理町、山元町の各議会で決定した復興計画に則り、当組合管内の復旧・復興に向けた各種事業への対応を継続しております。

当該計画においては、両町とも平成 26 年度よりそれまでの復旧過程から復興・発展期ステージに移ると位置付けられており、現に生産基盤については、一部工事の遅れが見受けられるものの、大規模圃場整備による区画整理も、全区画で工事が開始され、平成 27 年度より一部整備完了の圃場については、営農が再開されました。管内特産品のいちごについても、いちご団地の完成に伴い、平成 27 年度における生産量はさらに増加する見込みです。

生活基盤再建につきましても、地域ごとに計画の幅はあるものの、防災集団移転促進事業（以下、「防集事業」という。）による危険区域居住者の移転は、亘理町では平成 27 年度上期で概ね完了し、山元町も分譲宅地への引き渡しが進むなど両町とも概ね計画通り進捗している状況です。

とりわけ、山元町は人口減少率こそ緩やかになっているものの、若年層を中心に人口流出が懸念されております。しかし、同町内で依然不通となっていた JR 常磐線の開通が平成 28 年の 12 月頃となる見込みであり、内陸に移設される鉄道建設とともに、新たに開設予定の山下駅、坂元駅の周辺では、新市街地の区画整理も開始されており、地域の活性化にとって重要な交通インフラの再整備により、人口の減少に歯止めがかかることが期待されております。

そのような状況の下、当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげて本信用事業強化計画に基づいた様々な施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 主要勘定の状況（平成27年9月末時点）

a 貸出金残高

貸出金残高は、前期末比538百万円増加の、6,891百万円となりました。

農業関連貸出は、農業法人への所要資金などを対応したため、前期末比46百万円増加の535百万円となりました。

その他事業向け貸出は、共済担保貸出増により前期末比3百万円増加の1,172百万円となりました。

住宅ローンは、防集事業による生活再建ニーズに的確に応えた結果、前期末比503百万円増加の4,803百万円となりました。

その他生活関連資金は、マイカーローンニーズに対応したものの、約定償還も進んだことから前期末比2百万円減少の269百万円となりました。

地方公共団体向け貸出は、約定償還により前期末比12百万円減少の112百万円となりました。

b 貯金残高

営農再開、生活再建にかかる個人貯金の払出しが継続しておりますが、公金の受入れ増加に伴い、貯金残高は前期末比で5,629百万円増加の69,756百万円となりました。

<主要勘定の推移>

(単位：百万円)

	平成26年	平成27年	平成27年		
	9月末実績	3月末実績	9月末実績	前期末比	前年同月比
貯金	68,953	64,127	69,756	5,629	803
貸出金	6,162	6,353	6,891	538	729
農業関連	572	489	535	46	▲ 37
その他事業向け	1,025	1,169	1,172	3	147
住宅ローン	4,176	4,300	4,803	503	627
その他生活関連	253	271	269	▲ 2	16
地公体等	136	124	112	▲ 12	▲ 24
預け金	61,725	57,256	62,333	5,077	608

(3) 自己資本比率の状況

平成27年9月末現在の単体自己資本比率は、貯金増に伴う預け金の増加に加え、貸出金が増加したことによるリスクアセットの増加要因により、平成27年3月末比0.78ポイント低下し、19.58%となりました。

平成24年3月の優先出資1,860百万円の発行による資本支援により自己資本比率は高い水準を確保しており、引き続き、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

<単体自己資本比率の推移>

平成 26 年 9 月末	平成 27 年 3 月末	平成 27 年 9 月末
20.36%	20.36%	19.58%

単体自己資本比率は「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成25年金融庁・農林水産省告示第3号）に基づき算出しております。なお、平成27年9月末の単体自己資本比率（推計値）は、27年3月末の自己資本額、信用リスク・アセット額、オペレーショナル・リスク相当額を基準に、平成27年9月末の自己資本額に基づき算出しています。

2 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化を適切に推進するため体制を整備し、組合員からの様々なニーズに応えられるよう取り組んでおります。

(a) 全組合員への訪問活動

震災前から全組合員への職員による一斉訪問として取り組んでいる「訪問の日」については震災直後の平成 23 年 4 月から再開し、以降毎月実施しております。平成 27 年度は 4,547 戸（平成 27 年 3 月末の総組合員のうち他地域へ避難している組合員等を除く全先）の組合員を対象に実施しております。

組合員への毎月の訪問により、組合員の状況を常時把握するとともに、当組合からの広報誌配布、連絡事項伝達等を行っております。平成 27 年度は、組合員からの営農資材、農産物販売にかかる問い合わせ、税金の口座振替にかかる手続きなど、各種相談を受けており、いずれも担当部署に連絡のうえ迅速に対応いたしております。

今後も「訪問の日」の活動を通じて、地域農業者のメインバンクとして、地元密着型の営業スタイルを継続し、組合員の営農から生活面に至るまで、網羅的な状況・ニーズ把握に努めてまいります。

(b) 震災相談窓口担当者の配置

平成 23 年 3 月に本所及び 6 支所全てに震災相談窓口担当者を配置、現在 9 名の体制により、融資に限らず営農から生活に関する全ての相談について対応を行っております。

平成 27 年度に入ってから、集団移転対象分譲地での住宅再建に伴うローンにかかる相談が引き続きあり適切に対応しております。

その結果、当組合全体で平成27年4月から平成27年11月までに182件の相談を受け付け、135件、1,216百万円の新規融資(公庫資金含む)を実行しました。うち、防集事業にかかる住宅ローン案件については10件、301百万円の実績となりました。

また、営農関連においても、経営規模の拡大、法人化に伴う資金需要等が見込まれます。

当組合では、組合員・利用者のこれらのニーズを的確に把握し、引き続き期待されるサービスを提供してまいります。

<震災相談窓口の相談内容内訳>

相談内容	相談/対応済	震災 ～平成27年3月	平成27年4月 ～9月	平成27年10月 ～11月	累計
新規融資	相談件数	893	135	47	1,075
	対応済件数	771	105	37	913
既往債務の条件変更	相談件数	47	0	0	47
	対応済件数	47	0	0	47
その他	相談件数	39	0	0	39
	対応済件数	39	0	0	39
合計	相談件数	979	135	47	1,161
	対応済件数	857	105	37	999

(c) 震災相談サポート班の設置

本所金融課に平成23年11月から「震災相談サポート班(課長1名、担当1名)」を設置し、震災相談窓口担当者のサポートや営農再開に活用できる町の補助事業、各種公的資金制度の紹介等(営農再開に必要な農地取得のための資金、中古の施設等購入のための資金等)を行っております。

これまで、支所の震災相談窓口で受け付けた案件について、債務者の状況から、被災農業者の長期運転資金・借換資金に対応する「農林漁業セーフティネット資金」等、対応が可能な公庫資金の詳細な説明や震災相談窓口担当者からの照会への対応を行うなどのサポートを行いました。

なお、震災相談サポート班においては、震災相談窓口担当者が受け付けた全ての相談内容を取りまとめて信用担当常勤理事まで報告のうえ、金融共済課長会議・業務会議で進捗管理を行うことにより、受け付けた相談の対応もれが発生しないよう取り組んでおります。

(d) 融資説明会の開催

当組合管内では、農業用資材の取得、住宅の取得・修復、自動車・農機の購入などの事業・生活基盤に必要な資金ニーズ、及び営農再開により安定した収入が確保できるようになるまでの間の生活資金ニーズが引き続きあります。

このような資金ニーズを踏まえ、通常の各支所窓口での資金相談に加えて、問い合わせの多い無担保・無保証の資金にかかる説明を中心に日本政策金融公庫資金・農業近代化資金・当組合独自資金等について、本所会議室、各支所において基本的に1ヶ月に2回(原則毎月第一木曜日、第四日曜日)説明・相談会を開催しております。

平成27年4月から平成27年11月末までに、12回の説明・相談会を開催し、延べ25名が参加、生活再建にかかる住宅ローン、営農再開にかかる農業資金等の融資申込みにつながりました。

また、これら当組合独自開催の相談会の他に、山元町の防集事業による分譲地の申込開始に合わせた行政主体の相談会にも当組合が参画、被災者の住宅再建ニーズへ適切に対応しました。

(e) 当組合からの資金ニーズ掘り起こし活動

当組合管内では、震災により農地の流失と共に住宅を被災した組合員が多く、被害棟数は1,652棟に上りました。融資相談会や、組合員等への直接のアプローチ以外にも、地元の建設業・工務店との情報交換や、JAバンク宮城ローンセンターとの定期的な打合せを通して、住宅ローンニーズの把握に努めました。

なお、平成27年度上半期の当該センター経由のローン実行の件数は5件、金額153百万円の実績となっております。

引き続き防集事業の本格化により、新たな住宅ローン需要が期待できることから、組合員等からの相談を待つだけではなく、当組合から積極的に働きかけることで資金ニーズを掘り起こしていく活動を継続していくこととしております。

【事例】 行政主催の相談会を契機とした被災組合員向け住宅建設資金対応 (JA住宅ローン)

山元町の防集事業のうち、宅地分譲については平成27年度に本格的に開始されたが、それに合せて山元町が移転者向け相談会を開催し、当組合も参画しました。同相談会において、被災組合員が移転対象地域の分譲地において、住宅建設を検討している旨の相談を受けたことから、先方のニーズを踏まえ、「JA住宅ローン」にて融資を行いました。

< J A住宅ローンの対応内容 >

- ① 金額 15,000 千円
- ② 期間 25 年
- ③ 金利 0.5%(10 年固定)
- ④ 担保 宅地建物担保
- ⑤ 保証 協同住宅ローン

b 信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、農業者に対する信用供与の実施状況を検証するにあたり、定期的かつ階層別に情報を共有し、進捗管理しております。

(a) 金融共済課長会議での進捗管理

農業融資及び復興支援を積極的に推進するにあたり、担当理事、本所・各支所の担当部課長が参画のうえ、金融共済課長会議を平成 24 年 5 月から原則毎月開催しております。

会議においては、貸出金・貯金等の実績報告が担当課長から行われ、各支所の進捗状況について本支所間での共有化を図ります。進捗状況の分析・課題とともに、管内の農地復興等農業情勢及び住宅建設状況などを踏まえ、組合員・利用者のニーズに適した資金対応等について検討し、必要に応じて本所の企画へ反映させることとしております。

同会議は平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末までに 8 回開催いたしました。

(b) 信用事業強化計画等検討会議（常勤理事、部長、支所長、及び、県下 J Aグループ）による進捗管理

信用事業強化計画の取組みにかかる進捗状況の管理・検討については、平成 24 年 4 月に制定の「J Aみやぎ亙理信用事業強化計画等検討会議設置要領」に基づき実施しております。「信用事業強化計画等検討会議」（以下、「月次検討会議」という。）は、当組合からは組合長以下常勤理事、常勤監事、本所総務部長、営農部長、金融部長、共済部長、経営支援担当部長、内部監査室長、6 支所の各支所長（四半期ごと）が参加、当組合以外からは J A宮城中央会、農林中央金庫仙台支店、J A全農みやぎ、J A共済連宮城が参画する月次の検討会議です。

月次検討会議は、平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末までに 8 回開催しました。本会議では、参画する県内 J Aグループからのアドバイス等を受けるとともに、当組合の課題を共有化し、ともに解決策の検討をしております。

例えば、平成 27 年 9 月の同会議においては、防災集団移転の収束により住宅建設の件数が減少する見込みとの当組合からの情勢報告に対して、住宅資金については適切にニーズ把握を実施し、確実に案件獲得を目指すとともに、年金・給振指定口座獲得推進等による個人貯金減少に歯止めをかけるよう指導・助言を受けております。

(c) 理事会での進捗管理

理事会は、四半期ごとに月次検討会議から信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況を管理・検証し、復興状況に応じた施策を検討するとともに、必要に応じて実施事項の改善を月次検討会議等に指示しております。

平成 27 年 8 月 25 日の理事会においては、集落実行組合(*)の再編に向けて各地区で組織再編対策会議を新たに設置することについての報告がなされました。そのなかで、集落ごとに活動内容、行政との役割分担に一部違いがあることから、同会議には町行政、土地改良区も必要に応じて参画してもらうなど、各集落の実情や意見を踏まえ必要な対応をするよう意見がありました。

(*) 管内集落ごとに組成される組合員組織で、農協と農家をつなぐパイプ的存在です。農作業・農業用機械の共同化、農協への米集荷などもこの組合の単位ごとに行われます。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、震災前から個人からの連帯保証を求めない融資の枠組みを採用してきたことから、個人保証に過度に依存しない融資を従来から行っております。

平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末までの間、当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」、「JA住宅ローン」、「JAマイカーローン」等の推進、借入相談に積極的に取り組み、99 件、1,189 百万円の機関保証付貸付等を対応しました。

引き続き、担保・保証人が不要の震災特例融資である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金（無担保、機関保証）」に加え、農業近代化資金、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金（無担保、無保証、無利子）」を活用して農業資金の対応をまいります。

<担保、保証に依存しない貸出実績(平成27年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金名		震災	平成27年4月	平成27年10月	累計
		～平成27年3月	～9月	～11月	
事業資金	件数	146	11	5	162
	金額	853	44	33	930
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	36	0	1	37
	金額	69	0	1	70
農業近代化資金	件数	1	0	0	1
	金額	2	0	0	2
農林漁業セーフティネット資金	件数	60	6	0	66
	金額	379	20	0	399
農林漁業施設資金	件数	9	0	0	9
	金額	58	0	0	58
経営体育成強化資金	件数	2	1	0	3
	金額	41	4	0	45
農業経営基盤強化資金	件数	18	0	0	18
	金額	200	0	0	200
農業経営負担軽減支援資金	件数	3	0	0	3
	金額	54	0	0	54
JA農機ハウスローン	件数	12	2	3	17
	金額	37	4	8	49
アグリマイティー資金	件数	4	2	1	7
	金額	6	16	24	46
新規就農支援資金	件数	1	0	0	1
	金額	7	0	0	7
生活資金	件数	418	61	22	501
	金額	3,481	829	283	4,593
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	17	0	0	17
	金額	64	0	0	64
災害復興住宅融資	件数	2	0	0	2
	金額	15	0	0	15
住宅ローン	件数	158	34	12	204
	金額	3,068	791	264	4,123
マイカーローン	件数	226	25	9	260
	金額	320	34	18	372
教育ローン	件数	15	2	1	18
	金額	14	4	1	19
合計	件数	564	72	27	663
	金額	4,334	873	316	5,523

(*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

b 出資の機会の提供

震災・原発災害を機に農地等を集積し、大規模化・法人化を目指す動向も注目されております。こうした管内の営農形態の動向・変化等を把握しながら、出資受入れによる財務安定化等のニーズにも応えるべく、アグリビジネス投資育成㈱(*)による出資等、官民の各種ファンドの活用について、農林中央金庫仙台支店とも連携のうえ、出資受入れに関心を示す者に対し、適切に紹介・提案等を行っております。

平成 25 年 4 月から、複数の農業法人向けに農林中央金庫仙台支店と同行訪問等を通じて、出資等にかかるニーズヒアリングを定期的を実施しております。平成 27 年 11 月末まででアグリビジネス投資育成(株)等への紹介実績はありませんが、今後とも定期的に情報交換することで、管内の農業法人への対応を継続していくこととしています。

(*) アグリビジネス投資育成(株)とは、農業法人の発展をサポートするため、J Aグループと(株)日本政策金融公庫の出資により設立され、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づく投資育成事業計画の農林水産大臣承認を受けた機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者向け条件変更等の対応状況

被災者向け条件変更等の対応状況については、平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末までに、条件変更の要請はありませんでした。

これまでに条件変更等を行った案件のうち、38 件、271 百万円は返済再開、9 件、68 百万円は繰上償還し、被災を要因とする返済猶予中の案件はありません。

しかしながら、営農再開後も経営状況が安定しない債務者がいることもあり、引き続き申し込みを受け付けた全ての案件に対して、被災者等の経営改善に向けた自助努力を最大限支援しつつ適切に対応してまいります。

個人版私的整理ガイドラインにかかる相談については、平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末までに、申請の受付けはありませんでしたが、震災以降、合計 2 件の正式な申し出を受け付け、2 件とも債務整理に向けた手続きが完了しております。引き続き個人版私的整理ガイドラインの申請につきましては、組合員・利用者の状況を鑑みて適切に対応してまいります。

<資金別条件変更の実行(平成27年11月末)>

(単位:件,百万円)

			震災 ~平成27年3月	平成27年4月 ~9月	平成27年10月 ~11月	累計
農業資金	返済猶予及び期限延長	件数	18	0	0	18
		金額	79	0	0	79
	返済猶予のみ	件数	2	0	0	2
		金額	7	0	0	7
	小計	件数	20	0	0	20
		金額	86	0	0	86
住宅ローン	返済猶予及び期限延長	件数	6	0	0	6
		金額	65	0	0	65
	返済猶予のみ	件数	17	0	0	17
		金額	183	0	0	183
	小計	件数	23	0	0	23
		金額	248	0	0	248
その他	返済猶予及び期限延長	件数	3	0	0	3
		金額	3	0	0	3
	返済猶予のみ	件数	1	0	0	1
		金額	2	0	0	2
	小計	件数	4	0	0	4
		金額	5	0	0	5
合計	件数	47	0	0	47	
	金額	339	0	0	339	

<条件変更対応案件の状況(平成27年11月末時点)>

(単位:件,百万円)

	受付件数	対応件数	金額
合計	47	47	339
条件変更後返済再開	38	38	271
繰上償還	9	9	68
返済猶予中	0	0	0
個人版私的整理ガイドライン	2	2	22

b 被災者向け新規実行

被災者向け新規実行は、平成27年4月から平成27年11月末までの間で142件、1,220百万円(前年同期比▲1件、同+188百万円)となっております。

震災後の農業資金の新規実行案件のなかで具体的なニーズとして多かったのは、農業者が営農再開する際の農機、生産資材購入に伴う運転資金の対応があげられます。これらの資金ニーズに対して、最長18年間無利息・運転資金への適用が可能な公庫資金、及び審査が早く優遇金利を適用した「JA農機ハウスローン」「アグリマイティ資金」の積極的な活用を進めております。

生活資金については、流失・損壊した自宅の再建・補修及び流失した自動車購入のための資金ニーズがありました。これらについては、平成24年4月1日から住宅ローン、リフォームローンを対象として5年間最大0.5%の利子補給を農林中央金庫が行っていることから、引き続き積極的に活用しております。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

当組合では、震災の影響を受けた債権について、被災債務者への訪問等を通じて近況等を把握するとともに、適切な相談機能の発揮に取り組んでおります。

その中で、既往債務の償還が困難となっている債務者に対しては、債務者の状況に応じて、償還条件の緩和（条件変更）を行っております。

なお、一時的な収益悪化であっても償還条件緩和のみでは対応が不十分な場合は、㈱日本政策金融公庫や宮城県農業信用基金協会と連携のうえ、負債整理資金（経営体育成強化資金：公庫資金、農業経営負担軽減支援資金：農業信用基金協会保証による当組合融資の県利子補給資金）の対応を検討いたします。

併せて、経営改善計画策定の支援として、農業関連の債務整理のサポートや計画上の返済や期限などについてアドバイス等を行うとともに、計画策定後のフォローアップとして、四半期ごとに本所金融課・支所双方で各債務者の進捗状況の認識共有化を図り、必要に応じた対策を実施しております。

また、二重債務問題の対応が必要な場合、個人版私的整理ガイドラインや宮城産業復興機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構の活用をすることとしております。被災者の生活も落ち着きを取り戻しつつあることから、平成27年4月から平成27年11月までに実績はありませんが、本所金融課が支所に配置されている震災相談窓口担当者をサポートし、利用者からの相談に一元的に対応できるよう体制を整備しております。引き続き、組合員・利用者の生活再建支援の一環として、適切に対応してまいります。

(b) 農業者等事業者の新規資金及び生活資金需要への対応

農業者等事業者の復興に向けての施設復旧や設備投資のための資金需要については、関係機関と連携し、無担保・無保証・最長18年間無利息の「農林漁業セーフティネット資金」等各種公的資金制度の活用のほか、JAバンク利子助成によるJA農業関係資金、審査期間が短く、迅速な対応が可能な当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（農業資金向け）等を積極的に推進いたしました。

平成27年4月から平成27年11月末までの融資実績が多いのは、「アグリマイティ資金」が3件（40百万円）、公庫資金の「農林漁業セーフティネット資金」が6件（20百万円）となっています。

【事例】新設農業法人向け運転資金対応（アグリマイティ資金）

管内の大規模圃場整備地において、土地利用型の野菜生産を中心とする農業法人が設立されました。当該法人より営農開始にあたっての資材購入費用等の運転資金ニーズが発生すると相談があり融資いたしました。当組合としては、今後も営農・信用部門が連携して必要な支援をしていくこととしております。

<アグリマイティ資金の対応内容>

- | | |
|------|--------------|
| ① 金額 | 14,000 千円 |
| ② 期間 | 4年（1年元金据え置き） |
| ③ 金利 | 2.0%固定 |
| ④ 担保 | 無担保 |
| ⑤ 保証 | 県農業信用基金協会 |

(c) 生活資金の新規資金需要への対応

住宅再建や補修等のニーズに対しては、平成24年4月1日から5年間最大0.5%の利子補給を農林中央金庫が行う「東日本大震災復興支援ローン」を提案いたしました。また、JA資金を原資とする「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（生活資金向け）やマイカー購入及び生活再建のための資金についても、優遇金利を適用のうえ推進を行いました。

平成27年4月から平成27年11月末までの融資実績件数が多いのは、東日本大震災復興支援ローンである「JA住宅ローン」が46件（1,055百万円）、次いで当組合で優遇金利を適用している「JAマイカーローン」が34件（52百万円）となっています。

とりわけ、住宅ローンについては、平成 24 年 10 月に金融課にローン相談班を配置し、資金ニーズに適切に対応するための体制を強化した結果、平成 27 年度上期実績も前年度に引き続き高水準で推移しており、体制整備強化の効果が着実に出ています。

また、山元町の防集事業においては、分譲地の申込が開始され、住宅ローン借入の申込みが増えています。住宅再建にかかる相談が当地域においては今後も続くことが予想されることから、農林中央金庫の利子補給を活用した優遇金利の復興支援ローンを積極的に推進し、被災組合員・利用者の生活再建を引き続きサポートしてまいります。

<新規実行実績(平成27年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金名		震災 ~平成27年3月	平成27年4月 ~9月	平成27年10月 ~11月	累計
事業資金	件数	146	11	5	162
	金額	853	44	33	930
東北地方太平洋沖地震災害復 旧支援資金(*)	件数	36	0	1	37
	金額	69	0	1	70
農業近代化資金	件数	1	0	0	1
	金額	2	0	0	2
農林漁業セーフティネット資金	件数	60	6	0	66
	金額	379	20	0	399
農林漁業施設資金	件数	9	0	0	9
	金額	58	0	0	58
経営体育成強化資金	件数	2	1	0	3
	金額	41	4	0	45
農業経営基盤強化資金	件数	18	0	0	18
	金額	200	0	0	200
農業経営負担軽減支援資金	件数	3	0	0	3
	金額	54	0	0	54
JA農機ハウスローン	件数	12	2	3	17
	金額	37	4	8	49
アグリマイティー資金	件数	4	2	1	7
	金額	6	16	24	46
新規就農支援資金	件数	1	0	0	1
	金額	7	0	0	7
生活資金	件数	418	61	22	501
	金額	3,481	829	283	4,593
東北地方太平洋沖地震災害復 旧支援資金(*)	件数	17	0	0	17
	金額	64	0	0	64
災害復興住宅融資	件数	2	0	0	2
	金額	15	0	0	15
住宅ローン	件数	158	34	12	204
	金額	3,068	791	264	4,123
マイカーローン	件数	226	25	9	260
	金額	320	34	18	372
教育ローン	件数	15	2	1	18
	金額	14	4	1	19
その他資金	件数	327	33	10	370
	金額	391	24	7	422
合 計	件数	891	105	37	1,033
	金額	4,725	897	323	5,945

(*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

マイカーローン、教育ローンについては、平成27年4月以降の農林中金からの利子補給は対象外。

<震災対応資金別 新規貸出実績(震災後から平成27年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金等	内容	取扱開始日	累計実績	
			件数	金額
制度資金の震災特例融資の取扱	制度資金の震災特例融資の取扱 震災による直接・間接被害に対する資金。			
農業近代化資金	被災農業者の運転・設備資金で末端金利最長18年間0%。無担保・無保証料。融資機関は当組合。	平成23年 5月2日	1	2
農業経営負担軽減支援資金	被災農業者の負債整理資金で末端金利最長18年間0%。無担保・無保証料。融資機関は当組合。		3	54
農林漁業セーフティネット資金	被災農業者の運転資金で末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		66	399
農林漁業施設資金	被災した農業用施設・農機具取得のための設備資金で、末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		9	58
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	被災農業者の設備・長期運転・借換資金で末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		18	200
経営体育成強化資金	被災農業者への経営改善のための資金で、末端金利最長18年0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		3	45
新規就農支援資金	新規に就農する者が、農業施設・機械等の取得のための資金で、末端金利は最長12年間0%。無担・無保証料。融資機関は当組合。		1	7
災害復興住宅融資	被災者が住宅再建を行う際、当初5年間無利子、元金据置期間5年。融資機関は住宅機構(当組合にて取扱)。		2	15
復興対策資金の取扱	震災被害に対して新設した資金。			
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)(農業・生活資金計)	被災農業者向け農業資金・住宅修復資金・生活応援資金。優遇保証料率による基金協会保証。農業資金の場合利子助成1.0%(農中0.5%、JAグループ0.5%)・10年間	平成23年 4月1日	54	134
罹災型特別金利の取扱	震災被害に対して既往資金に当組合優遇金利を適用した資金。(平成24年4月以降は復興ローンとして農中の利子助成0.5%が追加適用となった)			
JA農機ハウスローン	被災農業者への農機等取得のための設備資金。利子助成農中1.0%・3年間	平成23年 5月2日※	17	49
アグリマイティー資金	被災農業者への設備資金。利子助成農中1.0%・3年間	平成23年 5月2日※	7	46
JAマイカーローン	自動車を流した被災者向け自動車購入資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。	平成23年 5月2日	260	372
JA住宅ローン	被災者向け住宅新築購入・住宅修復資金。協同住宅ローンもしくは基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適用。	平成23年 9月1日	204	4,123
JA教育ローン	被災者向け授業料等教育資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。	平成23年 5月2日	18	19

※平成24年4月1日から農林中央金庫利子補給

b 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を活かせる人材の育成を図るため、研修受講や資格取得を奨励しております。

研修については、県内 J A 系統グループの研修施設である J A 学園において開催される J A 宮城中央会主催の外部研修の受講や、当組合が独自で開催している貯金・融資等の内部研修・勉強会への参加を各支所へ促しております。

平成 27 年 8 月には相談機能の一層の強化を目的とした窓口ロールプレイング大会を開催し、各窓口担当職員の顧客対応の一層のレベルアップに努めました。

資格取得については、営農再開や、農地集積化に伴う資金ニーズや、復旧・復興にあわせた営農品目の多様化が見込まれることから、J A バンク 農業金融プランナーの資格取得を推奨しております。

また、住宅再建等にあわせ土地・建物取引や生活設計にかかる相談の増加も見込まれることから、FP、年金アドバイザー、宅地建物取引主任者についての資格取得にも積極的に取り組んでおります。

平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月までの新規資格取得は、FP 資格が 1 名となっております。

< 推奨資格取得者数(平成 27 年 11 月末時点) >

資格名	取得者数
農業金融プランナー	8名
FP	12名(1名)
年金アドバイザー・年金実務	3名
宅地建物取引主任者	5名

() 内は平成 27 年 4 月～11 月の取得者数

c 地域の復興計画策定への参画

当組合長は、亶理町においては亶理町復興会議に委員として復興計画策定に参画し、山元町においては住民・関係団体委員として復興計画策定に参画しております。平成 23 年 12 月に策定された両町の復興計画において、農地の復旧・再生にかかる事業は概ね平成 28 年度までに終了するものとされ、現在、各事業が取り組まれております。

当組合としても、圃場整備にかかる各会議体に参画し、当組合からも地権者の理解醸成、担い手選定等について必要な意見・提案をするなど、地域農業の効果的な復興・発展につながるよう取り組んでおります。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

(a) いちご栽培復興への取組状況

いちご栽培地は、震災により、約95%に相当する91haが津波の被害を受けました。被害を受けた既往栽培地では、津波による浸水の影響で地下水の塩分濃度が高くなったことから、従来の土耕栽培での復旧が困難となり、亙理町・山元町の両町においては、「高設ベンチによる養液栽培」を活用した「いちご団地」の造成による新たな栽培地を確保することとなり、26年度までに管内全体で約70haまで復旧しました。

また、平成25年に1カ所に集約された選果場により管内全体の生産量を一元的に把握するとともに、集出荷の効率化と市場ニーズへの柔軟な対応が可能となり、「仙台いちご」の市場の確実なシェア回復と有利販売が実現していくものと考えております。

なお、復旧した既往の栽培地のなかには、震災後4年以上経過後も、地下水の塩分濃度が安定しないことによる農業用水の確保難や、営農再開後も津波被害を受けた園芸施設の腐食・劣化により生産活動に支障が出ている地域があり課題となっていました。この対策として、各連合会の支援制度等を活用のうえ、対象となる生産者に対して所要生産資材（ハウス資材、高設ベンチ等）に係る費用の一部について支援を実施しました。

<管内いちご栽培地の復興見通し>

(単位：ha)

	平成22年度 (震災前)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 以降
既往栽培地(=被災していない栽培地)	96	5	5	5	5	5
被災した栽培地のうち復旧【累計】	0	10	16	16	24	24
新たな栽培地(いちご団地等)【累計】	0	5	5	40	41	41
栽培地合計	96	20	26	61	70	70

(b) 農業復旧の取組状況

当組合では、所管地域の農地面積のうち浸水被害にあった面積が78.3%と県内でも高いことから、当地ブランドのいちごと当地主要農産品である水稲の耕作地早期復旧と営農再開に主眼を置き、取り組んでおります。

① 亶理郡農業振興公社の活用

休眠状態だった亶理郡農業振興公社については、当組合（30%）、亶理町（30%）、山元町（30%）、土地改良区（10%）が出資し、平成23年10月に再立上げいたしました。当組合から1名の職員を派遣し、圃場整備事業にかかる地権者との折衝・調整等復興関連事業にかかる取組みを支援しております。

② 農地復旧と被災農家への対応

亶理町及び山元町では被災農家等を構成員とする地域（農業）復興組合が、震災直後より圃場の瓦礫撤去・除草・排水対策等について従事してきており、当組合もその管理運営の支援を行ってまいりました。

このような町等行政機関との連携による除塩対応などの取組みの結果、平成27年度の水田作付可能面積は、3,983haまで復旧する見通しです。

また、水田復旧への取組みについて当組合は、町、土地改良区と共に圃場整備事業推進協議会等を組成し、水田復旧計画に則って、圃場を確保するため土地所有者への説明・同意取付け、圃場整備等のスケジュール策定や作業者の調整も行っております。

<管内水田復旧見通し>

(単位：ha)

		平成22年度 (震災前)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度
水田面積		4,200	1,200	2,397	3,145	3,695	3,938
(復旧内 状況)	うち被災なし	4,200	(*1)1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	うち復旧	0	0	1,197	1,945	2,495	2,738
	小計	4,200	(*1)1,200	2,397	3,145	3,695	3,938
(作付・ 転作別)	うち水稻作付面積	2,800	800	1,800	2,200	2,012	(*2)1,966
	うち転作大豆等	1,400	400	597	945	1,683	(*2)1,972
	小計	4,200	1,200	2,397	3,145	3,695	3,938

(*1) 排水設備復旧未了により作付を自粛した約400haを含む。

(*2) 平成27年度は、大規模圃場整備の通年施行により、復旧した作付面積の一部で一時的に作付ができていない。表の「転作大豆等」には大規模圃場整備も含む。なお、記載している面積は平成27年9月時点の概算によるもの。

③ 農地の利用集積と集落実行組合の整備・再編

農地の利用集積については、組合員・利用者を対象に営農継続等意向調査や集落実行組合等から収集した情報をもとに、これまで農地利用集積円滑化団体である当組合が中心となって調整を行い、圃場整備事業等の復興計画の取組みや、町が事業実施主体となる経営再開マスタープラン等を踏まえ、農地の集約化を図ってきました。

なお、平成26年4月の宮城県における農地中間管理事業の開始に伴い、農地の貸付け、借受けの各希望者からの当組合への相談に対しては、亘理、山元両町と連携のうえ適切に対応しております。

水田農業については、圃場の大区画化による低コスト水田農業経営を目指すべく、平成27年度を目途に、亘理町では荒浜・吉田・亘理・逢隈の7地区約1,120ha、山元町では坂元・山下で約340haの水田の大区画化を進めております。現在の各町における進捗状況としては、亘理町、山元町ともに、個々の耕作者、地権者との調整を図った結果、圃場整備が進捗し、一部圃場では今年度より営農が再開されました。

このような環境下、水田農業者のなかには、経営の大規模化・集団化による米出荷の効率化ニーズが高まったことから、全農宮城県本部・農林中央金庫等と連携のうえ、フレコン計量機等の導入支援策を講じ、当該農業者への導入を図りました。平成26、27年度の2年間で、94台のフレコン計量機、14台のフレコン昇降機の計108台を導入し、これまで紙袋(30kg/袋)で対応していたものが、フレコンバック(約1t/袋)での出荷が可能となり、担い手を中心とした水田農業者の労働負荷軽減とコスト削減につながっております。

一方、被災した山元町の沿岸部(山元東部地区)については、同町の震災復興計画に基づく「土地利用マスタープラン」が策定され、同地区の一部農用地については、土地利用型の畑地の整備がなされております。同地区を借り受けて大規模野菜生産を目指す担い手をコアメンバーとしたJA出資型法人が平成27年7月に設立され、既に作付が開始されており、当組合としても全農等各連合会と連携のうえ、人的派遣も含めた必要な支援を今後とも当該法人へ行うこととしています。

集落実行組合の整備・再編については、管内各地域の集落実行組合が、震災により離散したことなどから、当組合の各支所を通じて組合員・利用者の営農継続意向等をこれまで確認してきました。今般、防集事業の進展等により被災組合員の移転が進んだことから、各支所に「実行組合組織再編対策会議」を設置し、被災地域ごとの実情に合わせた意見集約をもとに今後の集落のあるべき姿を議論することでその再編を進め、当組合の組織基盤の再構築を図ることとしております。

また、集落の再編については農地管理の観点等からも行政との連携が必要不可欠であることから、町、土地改良区等関係機関とも同様に協議を継続的に実施してまいります。

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、被災者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図ってまいります。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(a) 新規就農に対する支援

① 新規就農前

就農前の就農希望者に対して、研修等を行うことで、円滑に就農できるようサポートを行っております。また、新規就農にかかる研修費用の援助を行っている「公益社団法人みやぎ農業振興公社」の紹介や申請のための必要な手続き等について説明を行っております。

また、新規就農支援資金についても随時相談を受けることとしており、県農業改良普及センターを通じた問い合わせがあった当組合管内での就農希望者に対して、野菜等園芸施設導入にかかる所要資金について対応します。

② 新規就農後

就農間もない農業者に対しては、営農に必要な資金ニーズに対応するため、町の補助事業の紹介や経営体育成強化資金等の各種制度資金の紹介を積極的に行うこととしております。特に認定農業者に対しては、各種支援のための相談会を開催しておりますが、これらの組合員の意見等を集約するには相応の時間を要するため、別途、営農についての総合的な相談対応を行っております。

(b) 六次産業化に対する支援

農産物等の価値を高め、または新たな価値を生み出すことを目指していくうえで、六次産業化の取組みは有意なものと考えられます。当組合は、営農部門を中心に新たに造成されたいちご生産拠点での選果場等の農業用共同利用施設の活用や、管内で生産されるいちご、りんご、大豆を当組合農産物加工施設で加工し、これまでいちごジェラート、りんごジュース、味噌等を、産直施設で販売するなどの六次産業化支援を行ってきました。

現在の取組みとしては、国内酒造会社等と連携して、いちご原料のワイン開発に参画しております。ワイン販売に向けた取組みを通じて、これまで規格外とされていたいちごの安定供給を通して、生産者の所得向上につなげることを目指すこととしています。

b 経営に関する相談その他の組合員・利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

組合員・利用者への相談対応能力向上のため、営農部門の実務を取り仕切るセンター長と課長 20 名を対象に、四半期に一度開催するセンター長・課長会議のなかで経営に関する相談事例等の情報の共有化に取り組んでおります。

当組合管内におけるいちご生産については、高設ベンチによる養液栽培への移行が進んだことから、営農担当職員の当該技術の基礎的な知識習得に向けて、養液栽培技術の研修会等を国・県の試験研究機関、県農業改良普及センターと連携して開催し、営農指導強化を図ることとしております。

c 早期の事業再生に資する方策

これまで農業者に対しては、営農部門が中心となり、農業者の営農技術や、青色申告の記帳等経営管理の向上に向けた早期の経営再建にかかる指導を行っております。

今後とも、平成 24 年 5 月から毎月実施している営農と信用の部門間打ち合わせによる連携強化等により、負債整理資金対応先など各種指導を必要とする農業者の経営改善計画の達成等に向けて取組みをサポートしてまいります。

また、いちご生産者に対する「高設ベンチによる養液栽培」にかかる研修会等も平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月までには延べ 9 回開催しており、今後とも農業者の経営再建に向けた取組みを実施してまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当組合では、信用部門と営農部門が連携のうえ、地域の担い手と目される農業者との関係構築強化を図ることとしており、定期的な訪問活動、信用・営農の各部門の部課長クラスによる月次打ち合わせを実施し、このような取組みのなかで、円滑な事業承継に向けた検討も行っております。

また、当組合は亘理町、山元町と連携のうえ、農地中間管理事業に基づく組合員からの農地の貸借等にかかる相談を当組合営農部署において受けております。今後とも、農業者ニーズ・地域事情を踏まえた農地の仲介機能発揮により、円滑な事業承継に向けたサポートを実施してまいります。

e 地域や組合員・利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組状況についても、ホームページや組合員向け広報誌（農協だより）等を通じて継続的に情報発信しております。

組合員向け広報誌では、当組合での決定事項・催事等についてお知らせしており、平成27年4月から平成27年11月末までに、組合員向け広報誌を8回発行し、全組合員を一斉訪問する「訪問の日」に組合員に直接配布しました。

平成27年4月の広報誌においては、同2月に開催された集落座談会で出された組合員からの意見・要望の一部をQ&A形式で掲載し、組合の活動に対する理解醸成と今後の取組みについての情報発信に努めました。

ホームページでは、ディスクロージャー誌をはじめ、重要なお知らせなどを掲載し、組合員・利用者が必要な時にいつでも当組合の状況を把握できるよう対応しております。

また、平成24年8月から開始した組合員向けに農産物市況やJAからの緊急連絡を行えるメールサービスは、約300名の登録者となっています。

今後も、組合員・利用者の信頼を高めるため、農業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組みを継続してまいります。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、ガバナンス強化の観点から農業協同組合法第30条に規定する員外の常勤監事(1名)を設置しております。

平成27年4月から平成27年11月末までに定例理事会を8回開催し、当組合業務執行にかかる重要事項等の決定を行いました。また、平成27年4月から平成27年11月末までに監事会は9回開催、監事監査は2回実施され、理事の決定事項・業務執行状況・当組合保有財産について監査を実施し、監事による牽制機能が果たされているものと認識しております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維

持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本所及び6支所全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告すると共に被監査部門に通知され、監査結果の重要性に応じて被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

なお、監査結果の概要を四半期ごとに理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

当組合は、今後も上記の管理体制に基づく適切なリスク管理に、引き続き取り組んでまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合は、1件50百万円超の案件を大口案件として、理事会において対応方針を決定しています。

通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。特に、震災の影響を受けた債務者については、十全に状況を把握するよう努めており、引き続き資産自己査定に適切に反映するよう取り組んでまいります。

不良債権については管理・回収方針を毎年4月に見直しのうえ理事会（平成27年4月30日）の決定を受けており、この方針を実践し、資産の健全化

に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者等への訪問や面談等を適宜行うことを徹底し、債務者の状況把握を継続的に行ない、早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を適切に踏まえたうえで、ALM委員会において当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、本支所の融資担当部署が中心となって、債務者の状況等に適した再建支援等に取り組み、不良債権の抑制等に対応しております。その一環として、平成25年8月に策定した債権健全化促進3カ年計画に基づき、不良債権比率の一層の低減を図っております。

また、四半期ごとに実施する自己査定結果をもとに債権管理委員会を開催して各債務者の個別管理状況を把握し、理事会では、信用リスクに関する報告を四半期ごと若しくは必要に応じ随時受け、改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

c 市場リスク管理

(a) 市場リスク管理態勢の現状

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析情報を証券会社から収集のうえ、当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営層で構成するALM委員会を四半期ごとに開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。運用については、3月の理事会にて決定した運用方針（保有は国債と農林債券限定）などに基づいた、余裕金の運用を行っております。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか都度チェックし、リスク量については年に一度モニタリング資料をもとにリスクの確認を行い経営層に報告しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化や当組合ポートフォリオ動向等に応じて管理態勢の改善を図るなど、市場リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

d 流動性リスク管理

(a) 流動性リスク管理態勢の現状

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次で農林中央金庫 仙台支店と協議を行ったうえで資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。なお、現在の運用方針上、保有できる有価証券は、国債と農林債券のみに限定しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、流動性リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) オペレーショナル・リスク管理態勢の現状

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等にかかる各種規程の有効性について、内部監査や監事監査において検証するとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査（月次）を実施し事務リスクの削減を図っております。さらに、平成 25 年 9 月に制定した「事務リスク管理規程」に基づき、顕在化したものだけでなく、潜在的なリスクについても適正に対応することで、事務の堅確性強化と再発防止に努めることとしております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、オペレーショナル・リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

以 上